

# 江田島市分別収集計画



令和4年5月

江田島市

[市民生活部地域支援課]

## 目 次

	ページ
1 計画策定の意義 .....	1
2 基本的方向 .....	1
3 計画期間 .....	1
4 対象品目 .....	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (容器包装リサイクル法第8条第2項第1号) .....	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第2号) .....	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (容器包装リサイクル法第8条第2項第3号) .....	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込み (容器包装リサイクル法第8条第2項第4号) .....	4
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込みの算定方法 .....	5
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第5号) .....	5
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第6号) .....	6
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第7号) .....	7

# 江田島市分別収集計画

## 1 計画策定の意義

快適な生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済並びにライフスタイルを見直し、「廃棄物循環型のごみゼロ社会」を形成していく必要がある。現在の社会生活を変革することは、必ずしも容易ではないが、自然から得たものを受け入れやすい形にして自然に返し、自然界の循環を阻害することなく、自然との共生を適切に図り、次なる世代の生存基盤である地球環境を引き継ぐ義務が我々にはある。そのためには、社会を構成する全ての主体が、それぞれの立場でそれぞれの役割を認識し、遂行していくことが重要である。

現在、当市の最終処分場は、残余年数が約13年分と見込まれ、次の候補地の検討を行っていかねばならない状況にある。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。この計画において「容器包装リサイクル法」という。）第8条の規定に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の発生抑制（リデュース:Reduce）、再使用（リユース:Reuse）、再生利用（リサイクル:Recycle）という“3R”（スリーアール）の取組を推進することで廃棄物の減量、最終処分場の延命化及び資源の有効利用を図り、循環型社会形成の一翼を担うことを目的として、行政、市民、事業者それぞれの役割及び具体的な推進方を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

## 2 基本的方向

本計画を実行するに当たっての基本的方向は、次のとおりとする。

- (1) 行政、市民、事業者、再生業者等が相互に協力し、ごみの排出を抑制し最終処分処分量の削減に努めるとともに、リサイクルを促進する。
- (2) 廃棄物の適正処理を推進することにより、循環型社会を形成し、自然環境の保全に努める。
- (3) 本市は、中間処理等を誠実に実行し、循環型社会の構築に努める。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、段ボール、飲料用紙製容器及び紙製容器包装を対象とする。

プラスチック製容器包装については、現在は燃えるごみとして熱回収している。将来的には、プラスチック製容器包装の分別収集を視野に入れ、地域性を考慮した新たな計画を加えるものとする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（容器包装リサイクル法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	617	603	589	575	562

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（容器包装リサイクル法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制し、ごみ減量の推進及びリサイクルを促進するために、次の方策を実施する。

なお、本計画を実施するに当たっては、行政、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力し、連携を図る。

##### （1）環境教育及び啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、リサイクルの取組、ごみ処理施設の見学会等あらゆる機会を活用し、市民及び事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びにごみの適正な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

##### （2）過剰包装の抑制

簡易包装の協力店等との地域協定を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店における包装の簡素化を推進する。

##### （3）販売包装の有料化及び買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化及び繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店における容器包装の使用の合理化を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(容器包装リサイクル法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量，処理施設の状況及び再商品化計画を総合的に勘案し，分別収集する容器包装の種類を次の表左欄のとおり定める。

また，市民の協力度，本市が有する施設，収集機材等を勘案し，収集の実施区分を次の表右欄のとおり定める。

分別収集する容器包装の種類	対象品目	収集の実施区分
主として鋼製の容器包装	スチール缶	資源ごみ（びん・缶）
主としてアルミニウム製の容器包装	アルミ缶	実施中
主として ガラス製の容器包装	無色のびん 茶色のびん その他のびん	資源ごみ（びん・缶）
無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器		実施中
主としてポリエチレンテフタレート製の容器であって飲料又は醤油を充填するためのもの	ペットボトル	ペットボトル 実施中
主として段ボール製の容器包装	段ボール	古紙類（段ボール） 実施中
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	古紙類（雑紙） 実施中
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙箱類	古紙類（雑紙） 実施中
主として鋼製の容器包装	スプレー缶	有害・危険ごみ（スプレー缶） 実施中
主としてアルミニウム製の容器包装		
上記以外の容器包装		燃えるごみ 熱回収として実施中

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(容器包装リサイクル法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	36		35		35		34		33	
アルミ缶	41		41		39		38		37	
無色のびん	(合計) 59		(合計) 57		(合計) 56		(合計) 55		(合計) 53	
	(引渡) 59	(独自処理) 0	(引渡) 57	(独自処理) 0	(引渡) 56	(独自処理) 0	(引渡) 55	(独自処理) 0	(引渡) 53	(独自処理) 0
茶色のびん	(合計) 86		(合計) 84		(合計) 82		(合計) 80		(合計) 78	
	(引渡) 86	(独自処理) 0	(引渡) 84	(独自処理) 0	(引渡) 82	(独自処理) 0	(引渡) 80	(独自処理) 0	(引渡) 78	(独自処理) 0
その他のびん	(合計) 24		(合計) 23		(合計) 23		(合計) 22		(合計) 22	
	(引渡) 24	(独自処理) 0	(引渡) 23	(独自処理) 0	(引渡) 23	(独自処理) 0	(引渡) 22	(独自処理) 0	(引渡) 22	(独自処理) 0
ペットボトル	(合計) 32		(合計) 32		(合計) 31		(合計) 30		(合計) 30	
	(引渡) 32	(独自処理) 0	(引渡) 32	(独自処理) 0	(引渡) 31	(独自処理) 0	(引渡) 30	(独自処理) 0	(引渡) 30	(独自処理) 0
段ボール	219		214		209		204		199	
飲料用紙パック	古紙類（雑紙）と一緒に再商品化									
紙箱類										
スプレー缶	6		6		6		6		6	

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法  
 =直近年度の分別基準適合物等の資源化量実績×人口変動率  
 また、人口変動率は、直近5年の本市における人口変動率の平均値を採用し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
21,215人 (前年対比)	20,701人 (前年対比)	20,200人 (前年対比)	19,712人 (前年対比)	19,235人 (前年対比)
98%	98%	98%	98%	98%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項□

(容器包装リサイクル法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集態勢を活用して行う。

なお、古紙類(雑紙)として自治会等の市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙パック及び紙箱類については、引き続きこれらの団体が分別収集することとする。

分別収集主体

対象品目	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別, 保管等
スチール缶	資源ごみ(びん・缶)	市の委託定期収集	江田島市
アルミ缶			
無色のびん			
茶色のびん			
その他のびん			
ペットボトル	ペットボトル	市民団体による回収	
段ボール	古紙類(段ボール)		
飲料用紙パック	古紙類(雑紙)		
紙箱類			
スプレー缶	有害・危険ごみ(スプレー缶)	市の委託定期収集	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

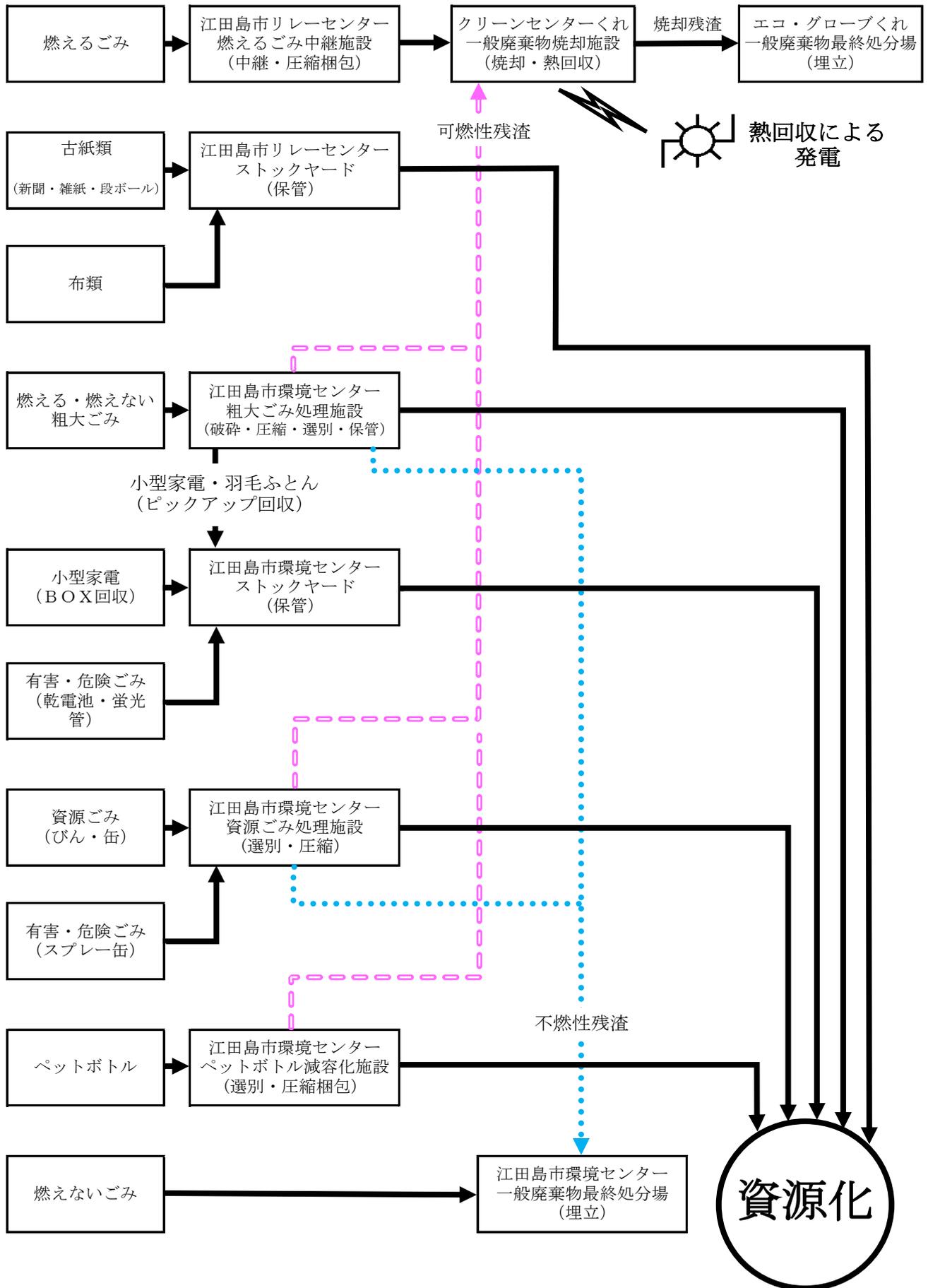
(容器包装リサイクル法第8条第2項第6号)

- (1) びん・缶については、塵芥車により混合収集したものを江田島市環境センター内の資源ごみ処理施設で選別・圧縮・保管する。
- (2) ペットボトルについては、ダンプ車により分別収集したものを江田島市環境センター内のペットボトル処理施設で選別・圧縮・梱包・保管する。
- (3) 段ボール、飲料用紙パック及び紙箱類については、ダンプ車又はトラックにより分別収集したものを江田島市リレーセンター内のストックヤードで保管する。
- (4) スプレー缶については、ダンプ車又はトラックにより分別収集したものを江田島市環境センターで充填物、ふた、及び噴射ボタンを除去し、圧縮・保管する。

容器包装廃棄物分別収集の用に供する施設

収集に係る分別の区分	収集容器等	収集機材	受入施設
資源ごみ (びん・缶)	袋又は網かご	塵芥車	江田島市環境センター
ペットボトル	網袋	ダンプ車	
古紙類 (段ボール)	ひもで十文字に 固縛する	ダンプ車 又は トラック	江田島市リレーセンター
古紙類 (雑紙)			
有害・危険ごみ (スプレー缶)	袋	ダンプ車 又は トラック	江田島市環境センター

# 江田島市のごみ処理状況



12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(容器包装リサイクル法第8条第2項第7号)

- (1) 市民や事業者の意見，要望を反映させ，容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため，本市の市民・事業者及び行政が協力して，分別収集推進態勢を整備する。
- (2) 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため，リサイクル協力団体交付金を交付し支援を行う。